犬に関する窓口を変更しています

市の行政組織改革に伴い、犬の登録事務手続きとペットのマナー啓発に関する窓口が、健康づくり課（保健相談センター内）から環境政策課（市役所2階）に変更しています。

犬の登録、狂犬病の予防接種、犬の迷子、マナー啓発プレートの配布に関するお問合せは、環境政策課へお願いします。

※窓口変更に伴い、本業務の取り扱いは平日（月～金）のみとなりますので、ご注意ください。

問　環境政策課（☎235・4912）。

◆犬・猫を飼うときはマナーを守って

○犬のふんは持ち帰りを　ふんを介して人に病気が感染したり、犬の間で感染症が流行したりする可能性があります。放置したり埋めたりせず、きちんと持ち帰ってください。

○公園などでは犬を放さないで　かみつき事故などの原因となり、とても危険です。犬が親愛のつもりで近づいても、人によっては恐怖を感じることがあります。散歩の時には必ず引き綱を付けてください。

○むやみに猫に餌を与えないで　猫は、その地域にある餌の量に見合った数が生活し、繁殖します。猫の数が増えると、近所に迷惑がかかるだけでなく、猫の間で伝染病が流行しやすくなります。

○不幸な命を増やさないため、不妊・去勢手術をしてください。

問　飼い方の相談や苦情・飼えなくなったときは、県厚木保健福祉事務所環境衛生課（☎224・1111）。

小学生に屋内プール無料利用券を配布

7月1日木から利用できます

市では、市内在住の小学生に、市内の屋内プール無料券を配布。7月1日から8月31日まで無料で利用できます。また、夏休み期間中の平日は市内小学校と屋内プールを結ぶ無料バスを運行します。

▽対象　市内在住の小学生

▽利用可能な施設　運動公園屋内プール・北部公園体育館屋内プール・高座施設組合屋内温水プール

▽利用期間・時間　7月1日木～8月31日火（各施設の休館日を除く）・9時30分～20時30分（17時以降は同伴者が必要）

※無料バスは7月21日水から

▽利用方法　小学生一人につき利用券20枚（20回分）を配布。施設利用時に受付へ渡してください

※市立小学校の児童には、学校から利用券・無料バス時刻表を配布しています（私立校の児童は、文化スポーツ課窓口へ）。

※3年生以下は、同伴者が必要（16歳以上、利用料は無料。一人につき子ども2人まで）。その他、屋内プールの利用上の注意を守ってご利用ください。

問　文化スポーツ課（☎235・4927）。

後期高齢者医療制度

～7月中旬に納入通知書を送付します～

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する医療制度です。平成22年度の保険料納入通知書を7月中旬ごろに送付します。

同制度の保険料は、国民健康保険などの世帯単位の賦課とは異なり、被保険者一人一人で計算。被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。今年度は保険料率が改定され、21年度と比較して均等割が6002円、所得割が0・03ポイント引き下げられました。

詳しくは、本紙7月15日号でお知らせします。

問　保険年金課（☎235・4595）。

「ぬくもり号」本格運行開始

～2台で運行・ダイヤ改正で便利に～

海老名市社会福祉協議会では、7月1日から、公共施設などを巡回している福祉車両「ぬくもり号」の本各運行を開始します。

これは、高齢者や障がい者などの外出の機会を増やすことを目的に、昨年7月から試験運行していたもので、本各運行に伴い、車両2台（1台増）での運行とダイヤ改正を行い、より利便性を向上します。

▽運行ルート　▼ぬくもり1号　下今泉～上郷～海老名駅周辺～河原口～中新田～海老名駅周辺　▼ぬくもり2号　門沢橋～中野～社家と海老名駅周辺

▽時刻表　**下表**のとおり

▽利用対象　原則として、高齢者（おおむね65歳以上）や身体の不自由な方と、その介護者　※車いすでの利用はできません

▽料金　無料

▽定員　▼ぬくもり1号　9人　▼ぬくもり2号　7人　※満員となった場合は乗車できません

▽運行日　月～土（祝と12月29日～1月3日除く）。

※道路の渋滞などで時刻表どおりに運行できないことや、荒天により運休することがあります。

問　同協議会（☎235・0220）、市福祉総務課（☎235・4820）。

【ぬくもり1号】　（乗車定員 9人）

停留所名称	1便	2便	3便	4便
下今泉自治会防災備蓄倉庫前	9:20	11:08	13:48	15:38
セブン-イレブン下今泉店	9:26	11:14	13:54	15:44
下今泉コミュニティセンター	9:32	11:20	14:00	15:50
上郷自治会館	9:38	11:27	14:06	15:56
海老名総合病院	9:50	11:38	14:17	16:07
海老名駅サブロータリー	9:57	11:45	14:24	16:14
市役所北側駐車場	10:06	11:50 12:50	14:33	16:23
河原口自治会館	10:18	13:02	14:45	16:35
中新田コミュニティセンター	10:26	13:10	14:53	16:43
わかば会館	10:31	13:15	14:58	16:48
海老名総合病院	10:35	13:19	15:02	16:52
海老名駅サブロータリー	10:42	13:26	15:12	16:55
市役所北側駐車場	10:51	13:32	15:21	
下今泉自治会防災備蓄倉庫前	11:08	13:48	15:38	

【ぬくもり2号】　（乗車定員 7人）

停留所名称	1便	2便	3便	4便
神部バラ園南側（万代駐車場）	9:20	10:45	13:30	15:20
門沢橋平泉公園	9:25	10:50	13:35	15:25
門沢橋自治会館	9:30	10:55	13:40	15:30
中野自治会館	9:35	11:00	13:45	15:35
クリエイトＳＤえびな中野店	9:37	11:02	13:47	15:37
社家地域交流センター（三島社境内入口）	9:45	11:10	13:55	15:45
海老名運動公園	9:50	11:15	14:00	15:50
わかば会館	10:00	11:25	14:10	16:00
海老名総合病院	10:05	11:30	14:13	16:03
海老名駅サブロータリー	10:10	11:33	14:18	16:06
市役所北側駐車場	10:17	11:36 12:36	14:26	
海老名駅サブロータリー		12:40	14:30	
海老名総合病院		12:45	14:35	
わかば会館		12:50	14:40	
海老名運動公園		13:00	14:50	
社家地域交流センター（三島社境内入口）		13:05	14:55	
クリエイトＳＤえびな中野店		13:12	15:02	
中野自治会館		13:15	15:05	
門沢橋自治会館		13:20	15:10	
門沢橋平泉公園	↓	13:25	15:15	
神部バラ園南側（万代駐車場）	10:45	13:30	15:20	

国民年金保険料免除制度のご案内

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料を継続して納めないと、老齢基礎年金や万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。保険料を納めることが困難な場合は、保険料が免除になる制度がありますので、ご相談ください。

◆法定免除

障害基礎年金や生活保護を受けている方は、届け出により、全額免除されます。

◆申請免除

一定の所得基準に該当する方は、申請が承認されると免除されます。

申請免除には、「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」があります。いずれも、前年所得の基準に該当することなどが条件です（**下表**）。

また、失業（昨年3月31日以降）等の場合でも、免除が認められることがあります。

このほか、30歳未満の方が対象の「若年者納付猶予制度」、学生対象の「学生納付特例制度」もあります。

◆8月31日までに申請を

免除の承認期間は、7月から翌年6月までです。1年間の免除を希望する方は、8月31日火までに申請してください（期日までに申請できない場合でも、要件に該当していれば、その後の申請により、さかのぼって承認されます）。

将来の老齢基礎年金の受給額は、保険料を全額納付した場合と比較して、全額免除は2分の1の額、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7となります。若年者納付猶予期間と学生納付特例期間は、追納しない場合、年金額には反映されません。

なお、免除期間経過後10年以内に免除額を追納（さかのぼって納める）すれば、満額受給できます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に加算額が上乗せされます。

◆手続きに必要な物

①年金手帳　②印鑑（本人が署名する場合は不要）　③平成22年1月1日現在の住所が市外の方は旧住所地での課税証明など　④失業などの場合は雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど（離職日が21年3月31日以降のもの）。

※平成21年度の保険料が全額免除または猶予承認済みで、「継続申請申出者」の方は除きます。

問　厚木年金事務所（☎223・7171）、市保険年金課（☎235・4596）。

＜保険料免除の対象となる年間所得額の目安＞

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯（夫婦・子ども2人）	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯（夫婦のみ）	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※4人世帯と2人世帯の夫婦は、夫または妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合です